



## 特養運営に株式会社の参入提案 ～規制改革会議開催される～

◆28日、規制改革会議(議長：岡素之/住友商事(株)相談役)の第26回会合が開催され、介護や保育の分野において、株式会社などの多様な経営主体が社福等と対等にサービスを提供できるような環境整備を行うべきことが提案されました。

前回までの会合では、社福が受給している補助金等の優遇策を見直すことなどの規制緩和策の原案が示されていましたが、今回の議論ではより具体的に、現在社福のみに認められている特養などの第一種社会福祉事業の経営についての参入規制を撤廃することや、優遇されている法人税額に相当する額の活用を義務付けるなど、介護・保育等の事業におけるイコールフットingの確立に向けて、かなり詳細な論点まで踏み込まれているようです。

この提案に対して厚労省は慎重な姿勢を示しており、協議の難航が予想されています。政府は雇用や医療分野などを柱とした新たな成長戦略を今年6月までに取りまとめる方針で、同会議はそれに向けた規制緩和の具体策を盛り込んだ提言の取りまとめを進めており、今後どういった方向性が示されるのかが注目されます。

(参考：内閣府HP/毎日新聞ウェブ/NHKニュース)

### イコールフットingの確立に向けた更なる論点

- 個別法により経営主体が社福等に限定されている特養について、多様な経営主体の参入によって利用者の利便性向上を図るため、利用者保護や、参入・撤退時の規制を新たに導入しながら参入規制を廃止すべき。
- 法令により参入規制がなくとも、自治体が福祉施設の運営を委託する際に社福以外の参入を認めていないとの指摘があり、理由もなく株式会社等を排除しないよう厚労省は自治体に対して勧告すべき。
- 各自治体が社福等に対して独自に実施している助成、補助制度について、経営主体による差異を設けないよう厚労省は勧告すべき。
- 社福が財政上の優遇措置を受ける背景として、地域のセーフティーネットとして機能することが期待されているが、これに对应している社福は必ずしも多くないため、法人税に相当する額を低所得者向けのサービスなどの支出に充てるよう義務づけ、義務を履行しない法人には業務停止等の罰則を明確化すべき。

## 厚労省、各部局主管課長会議開催される ～約4,000法人、新会計基準への移行期未定～

### ◀社会・援護局▶

◆新しい社会福祉法人会計基準への強制適用期限まで残り1年となりました。そのような中、新会計基準への移行時期を未定としている社福は約4,000法人、とする調査結果が示されました(平成25年3月末時点)。調査は全国の社福19,610法人の約8割にあたる15,667法人から回答を得たものです。平成27年度当初予算からの強制適用に向け、厚労省は各自治体に対して、社福の経理担当者等への研修の開催を促すなど、新会計基準移行に向けた指導を徹底するよう求めています。これに伴い、各地で新会計基準移行のためのセミナーなどが今後も多く予定されることが想像されます。

### ◀雇用均等・児童家庭局▶

◆消費税率引き上げによる5兆円余りの増収のうち、5千億円程度が社会保障の充実に充てられる予定ですが、この5千億円のうち3千億円程度を子ども子育て支援の充実に充てる、としています。また国、地方分を合わせた5兆円の増収のうち、地方消費税の増収分についても、社会保障施策に使われることが決まっていることを示し、厚労省は各自治体に対し、子ども子育て支援に向けた財源確保など、支援の充実に求めています。

平成26年度は「待機児童解消加速化プラン」をより一層進め、保育所整備や保育士確保に向けた支援を実施していくことを示し、安定的な財源を確保するため、来年度予算案において安心子ども基金の積み増しを行うこととしています。

### ◀老健局▶

◆特養制度の見直しを行うことについて、入所を原則要介護3以上の人に重点化していくことや、看取りケアの一層の推進といった、これまで検討が行われてきたことについても踏み込まれています。また特養の入所については、要介護1・2の人でも特例を設けて入所を認める方針で、特例の基準については今後検討を進め、今年の夏頃に指針案を示すとしています。

このほか会計検査院から、改修に備えた積立を全く行っていない特養があることについて指摘されたことを受け、計画的な積立金の積立てを推進し、特養の経営安定化や財務状況の透明化を進めていくといったことも述べられています。(参考：厚労省HP/遊育3月10日号/他)

### 新会計基準移行状況(25年3月末時点)

平成25年度 移行予定	平成26年度 移行予定	未定
3,552法人 (22.7%)	6,377法人 (40.7%)	4,010法人 (25.6%)